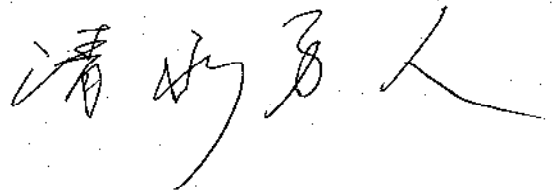


さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 7 月 9 日

さいたま市長

A handwritten signature in black ink, appearing to read '清水 久人' (Shimizu Hisahito), written in a cursive style.

さいたま市規則第 9 3 号

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至ったパートタイム会計年度任用職員等に対する意向確認等）</u> <u>第 1 7 条 条例第 1 8 条の 2 の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。</u>	
<u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第 1 8 条 条例第 1 8 条の 3 の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。</u>	
<u>第 1 9 条</u> [略]	<u>第 1 7 条</u> [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。